

安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

地方公共団体情報システムの標準化（以下「標準化」という。）に伴い、帳票の様式が変更になるが、交付手数料の費用負担が増えることを防ぐため、一部改正を行う。名寄帳の様式については、1枚あたりで表示される固定資産の物件枠数が、標準化前は15物件であるが、標準化後は4物件になる。

このことにより、固定資産を多く所有する者は、標準化後に帳票の枚数が増加し、現行の交付手数料では費用負担が増すことになる。

2 改正の内容

固定資産課税台帳（名寄帳）に関する証明書の交付手数料について、1件につき350円の交付手数料として取扱うよう、新たに規定を設ける。

【固定資産課税台帳（名寄帳）に関する証明書交付事務の取扱】

改正前		改正後
・「各種証明手数料」を適用 ・1枚につき350円の手数料 (2枚目からは、1枚につき100円を加算)	➡	・「課税台帳（名寄帳）」を適用 ・1件につき350円の手数料

3 施行期日

規則で定める日